

【ご利用料金表】

料 金

(料金には消費税 10%を含んでいます)

用 途	基本料金		超過料金	備 考
	使用水量	料 金	使用水量 8 m <sup>3</sup> を 超え1m <sup>3</sup> につき	
一 般 用	0~8 m <sup>3</sup>	1,310 円	270 円	料金は、基本料 金と超過料金の 合計額とする。 ただし、休止に ついての超過料 金は、1 m <sup>3</sup> 毎に 加える。
営 業 用	0~8 m <sup>3</sup>	1,310 円	270 円	
独 居 高 齢	0~4 m <sup>3</sup>	630 円		
	5~8 m <sup>3</sup>	1,310 円	270 円	
公 共 用	0~8 m <sup>3</sup>	1,310 円	270 円	
定 額		620 円		
船 舶 用	0~8 m <sup>3</sup>	1,310 円	270 円	
臨 時 用	0~8 m <sup>3</sup>	1,310 円	270 円	
休 止	0m <sup>3</sup>	410 円	270 円	
無 料				

(用語の定義)

- ※ 一般用とは、日常生活の用に使用するもの
- ※ 営業用とは、料理飲食店、旅館、理髪美容店、工場、事業所、食品製造業、営業の用に使用するもの
- ※ 独居高齢とは、70歳以上の1人暮らしの物が使用するもの
- ※ 公共用とは、官公署、学校、保育所、その他これに準ずるものなどに使用するもの
- ※ 定額とは、各地公民館(区事務所含む)に使用するもの
- ※ 船舶用とは、船舶の給水の用に使用するもの
- ※ 臨時用とは、工事その他臨時に給水装置を設置し使用するもの
- ※ 休止とは、使用者が町内にいないもの又は、常時使用しないもの
- ※ 無料とは、墓参道、日常生活のない神社仏閣寺に使用するもの

窓口

窓口名：環境整備課 上下水道係

郵便番号：684-0403

窓口住所：島根県隠岐郡海士町大字海士 1490

TEL：08514-2-1825

FAX：08514-2-0208